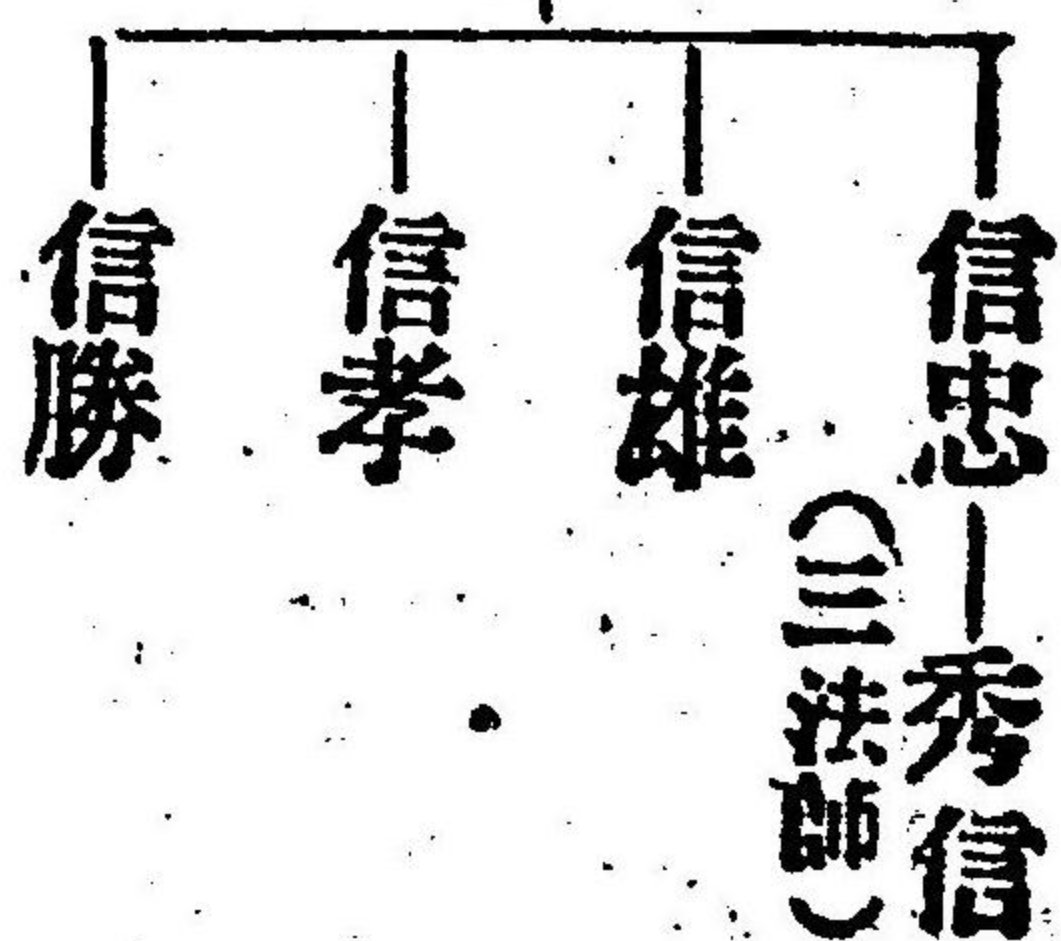


殆んど成に垂んとして此に家臣の害に遇へり惜むべき事なりき

問題第四十七 織田氏の略系を記せ

織田氏の略系は左の如し

平重盛—資盛—親眞……………敏定—信定—信秀—信長—



問題第四十八 耶蘇教及び鐵砲の傳來を問ふ

耶蘇教は天正の頃西班牙人、葡萄牙人等が豊後に來り大友義鎮等が之を信じたるより漸く九州に傳播せり其年代精密に知るべからず鐵砲は二千二百〇三年天文十二年葡萄牙の商船大隅の種ヶ嶋に來り嶋主時堯之を請ひ受けたるに始まれりと云ふ是より戰術一變せり

問題第四十九 秀吉が天下を一統せし次第を問ふ

秀吉は尾張國愛知郡中村の人にして幼名を日吉丸と稱す其家甚だ貧しかりしかば幼より出で、人に役せられ非常の艱苦を嘗め十六歳の時遠江の松下之綱に仕へ次て織田氏に仕へたりしが才智衆に超ゆる大功ありしを以て遂に登用せられて毛利氏征討の大將となり威名大に著はれたり初め木下氏を稱せしが中頃羽柴と改む信長の弑せらるゝに當り高松に在り實を告げて毛利氏と和し師を還して織田信孝、丹羽長秀等と會し他の諸將の狼狽せる中におり獨り奮ふて光秀を山城の山崎に討し之を誅す實に信長の弑せられしより十三日なりき秀吉乃ち柴田勝家瀧川一益等來會の諸將と議し信忠の子秀信を立て、嗣となし故信長の領地を分ち信雄を尾張に信孝を美濃に居らしめ其餘を以て戦功の諸將に分配せり是に於て秀吉の威名日に熾はして隱然として織田氏に代は

れるの勢ありされば信孝、勝家等深く之を忌み二千二百四十二年天正十年勝家は信孝、一益等と謀を通じて兵を挙げ秀吉を除かむとせしが時冬に方り北國雪深くして出づること能はざるにより一旦和を講し明年再び事を挙げたり秀吉即ち一益を伊勢に信孝を美濃に討じ勝家の將佐久間盛政を賤ヶ岳に破り勢に乗じて勝家を越前に亡ぼせり次て信孝自殺し一益降りしかば織田氏の宿將また秀吉に抗するものなく信雄、徳川家康に依り小牧の戦あり秀吉長湫に破られしかども直ちに和を講し翌年紀伊の根來寺を破り長曾我部元親を撃降して四國を平け轉じて佐々成政を越中に降し越後に入り上杉景勝と和し天正十五年嶋津氏を鹿兒嶋に降し悉く九州を平定し全十八年小田原を圍み北條氏を滅ぼし伊達政宗を招降し遂に天下統一の大業をなせり

問題第五十 秀吉施政の大要を問ふ

秀吉は柴田勝家を滅ぼせし後大坂に築城して此に居り堺の富豪を招きて此處に居らしめしが城の規模の宏大にして堅牢なること古今に比なし天正十三年従一位關白太政大臣に任し豊臣姓を賜ふこれより一族及び寵臣に豊臣の姓を賜へ第を山城の内野に營み最も華麗を極め號して聚樂と云ひ天正十六年後陽成天皇の行幸を仰き料を皇室に奉獻し諸侯をして忠を皇室に盡し關白の命を遵奉すべき事を誓はしめ以て己の繁榮を衆に示せり其施政の有様は前田玄以を京都の所司代とし長束正家をして租税、會計の事を司とらしめ淺野長政、石田三成、増田長盛をして法令、土木の事を掌らしめ之を五奉行とし後五大老及び三中老を置き徳川家康、前田利家、上杉景勝、毛利輝元、浮田秀家及び生駒親正、堀尾吉晴、中村一氏を以て之に任じたり

問題第五十一 秀吉朝鮮征伐の顛末を記せ

秀吉は夙くより大志あり明國を討たんと欲せしが茲に天下一統せしを以て紀元二千二百五十一年天正十九年關白職を養子秀次に譲り自ら大閤と稱し朝鮮王を召し告げ明に入るの道を貸すべき事を以てす朝鮮王應せず是に於て秀吉大に怒り翌文祿元年自ら肥前名護屋に本營を築き之に臨みて軍事を指揮し淨田秀家を以て大將とし小西行長、加藤清正を先鋒として征韓の師を起せり我軍向ふ所勝たざることなく小西行長は京城を陥れ加藤清正是威鏡道に入り二王子を生擒し尋て明の援軍朝鮮に至りけれども亦大に我軍の破る所となる時に明人に沈惟敬なるものあり小西行長に説きて和議を講じ二千二百五十六年慶長元年明使と共に伏見に来る然るに其冊書に秀吉を封じて日本國王となすとありしかば秀吉大に怒り明使を逐ひ再び征韓の役を起し小早川秀秋を大將とし清正、行長を先鋒とし大軍を遣はして朝鮮を攻む我將力戰して朝鮮

の二道を略し屢々明韓の軍を破りしが已にして二千二百五十八年慶長三年秀吉病篤かりしかば子秀頼を徳川家康、前田利家等に托し命して征韓の諸將を召還せり此役前後八年に涉り空しく數多の金穀を費やし而かも其功を終へず甚た得る所なかりしは實に遺憾と云ふべし

關ヶ原役の始末を記せ

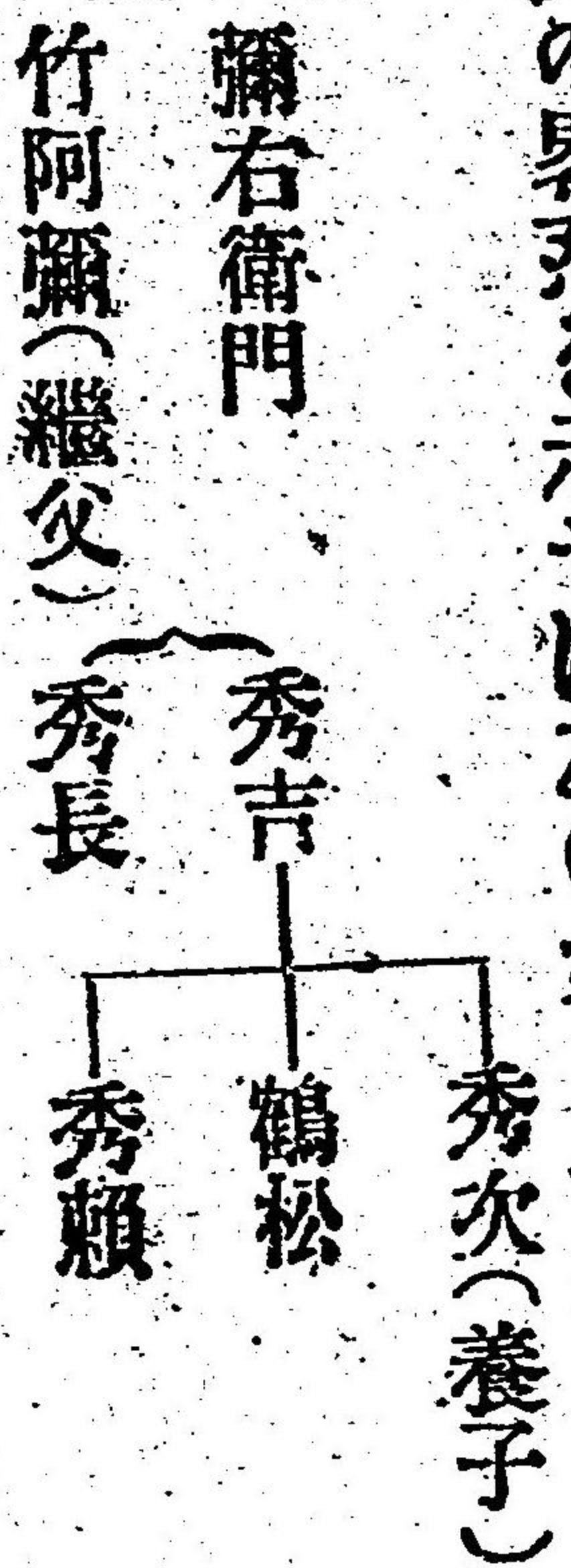
秀吉薨して秀頼僅に六歳なり五大老等秀吉の遺命によりて秀頼を輔佐せり時に石田三成、小西行長等家康の聲望甚た盛なるを以て之を忌み毛利輝元、上杉景勝等と謀を通じて家康を除かむと欲し先づ上杉景勝は慶長四年領地會津に還り軍備を修めしかば家康之を患ひ其西上を勸めしかども景勝聽かず是に於て翌慶長五年紀元二千二百六十年家康自ら將として景勝を討せむと欲し下野小山に至りしに三成等は虚に乗じ毛利、浮田、小早川、島津、小西、大谷等と共に兵を擧げ家康の罪を

鳴らし兵を進めて美濃に至る家康小山にあり之を聞き子結城秀康を留めて景勝に備ふ自ら福原正則、池田輝政等を率ゐて石田等の軍と關ヶ原に會戦し頗る激戦あり勝敗容易に決せさりしが小早川秀秋密かに東軍に應じ西軍の後を襲ひしかば西軍遂に大敗せり東軍之を追ひ斬首三万餘三成、行長等を捕斬し進んで大坂城に入り輝元、景勝の領地を削り有功の將士に分與し秀頼に攝、河、泉三國を與へ大坂城に居らしむ是に至り徳川氏の覇業成り豊臣氏は只一諸侯たるにすぎず

問題第五十三 豊臣氏滅亡の事を記せ且つ其系圖を問ふ

關ヶ原の戦後天下の權全く家康に歸し慶長八年征夷大將軍に任せられ幕府を江戸に開き後ち二年にして職を子秀忠に譲り自ら駿府に老ふ而して諸侯は益々其威望に服し復た豊臣氏を思はず此時に方り大坂に於ては秀頼既に長せしも生母淀君其臣大野治長等政を執りしが深く徳川

氏の專横を憤り常に大岡の舊業を恢復せむと欲す而して家康もまた窃に期する所あり秀頼をして京師の大佛殿を修せしめしが偶々鐘銘の中に國家安康の文字ありしかば之を以て我を呪咀するものなりとて大に大坂をせむ是に於て大坂の怨恨益々甚たしく二千二百七十四年慶長十九年浮浪の士を集めて兵を擧げしかば家康大に喜び子秀忠と共に來り攻め一旦和議をなして城の外濠を埋めしむ然るに翌元和元年秀頼再び兵を擧げしかば家康再び來り攻め遂に大坂城を陥れ秀頼母子共に自殺し豊臣氏遂に滅へり前軍の役を冬陣と云ひ翌年の役を夏陣といふ豊臣氏の畧系を示せば左の如し



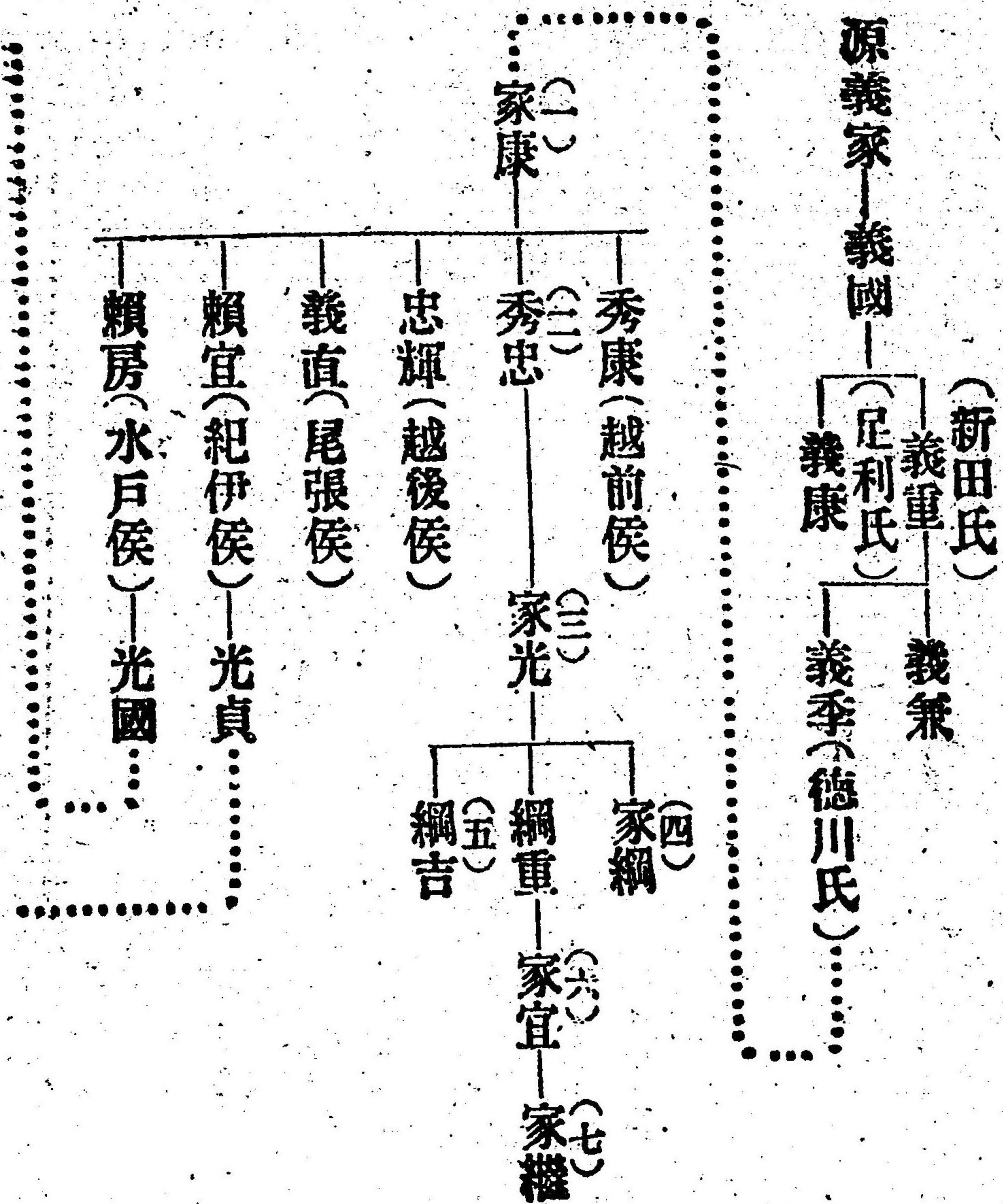
第五章 近世(徳川幕府の初より明治維新に至るまで)

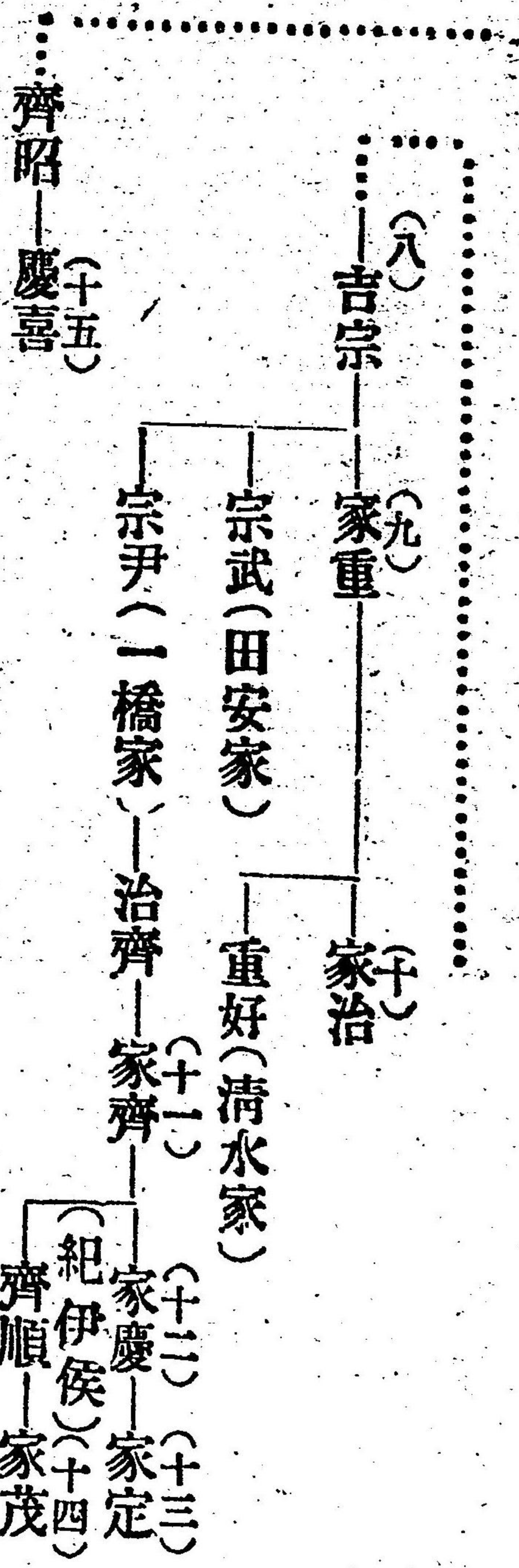
問題第一 徳川幕府の創立を問ふ

徳川氏は新田義重の後裔にして新田義貞と同族なり初め上野の徳川邑を領せし故徳川氏と稱せしが後三河に移り岡崎に居り家康の父廣忠までは僅に西三河を領せしのみにして今川氏の簒下たりし桶狭間の戦後織田氏と和し次第に領地をひろめ秀吉に従ひて北條氏を征し關東八州を領するに至れり是より居を江戸に定め關ヶ原の戦後全く天下を一統し紀元二千二百六十三年後陽成天皇慶長八年征夷大將軍に拜せられ幕府を江戸に開き元和元年豊臣氏を滅ぼして遂に全く天下の覇をなしたり

問題第二 徳川氏の略系を問ふ

徳川氏の略系は左の如し





問題第三 徳川幕府の政略を問ふ

家康は慶長八年征夷大將軍となり府を江戸に開きしより種々の政略を以て巧に天下を統御したり今其概略を述ぶれば

(第一) 皇室に對し奉りて慶長十六年後陽成天皇位を後水尾天皇に譲り玉ひしが徳川氏は朝廷を尊び供御の料を増し又皇居を營み仙洞をも造り奉り然れどもこれは一の政畧にして其實は暗に之を牽制し奉り京都には所司代を設けて朝廷を鎮壓し奉り公家諸法度を制して

皇室と公家を抑制し又公武諸法度を定めて皇室と大名とを離隔し奉り即ち天子をして寛平遺誡により古道及び和歌を學ばしめ奉り將軍の奏問を経ずして政務を執行すること或は天子は位官を賜はるの外政務に關らせ給はざる事を規定し又諸侯が參勤交代の時には往來共に京師に入る事を許さることを定めたり故に是より朝廷公卿は空位空官にして只游技文藝をのみ事とするに至れり唯縱令政略にもせよ次第に供御の地を増し奉りたる事の如きは頗る美事にして徳川氏が如此朝廷を鎮壓し奉りしにも係はらず天下の疾惡を受くること比較的少かりしは實に之がためなり

(第二) 諸侯に對しては舊臣下を以て譜第とし關ヶ原役以後に服従せるものを外様とし已れば關東八州を以て根據となし家門并に譜代諸侯を天下須要の地に封じ外様の大名は領地大なるも多く僻地を選み

親藩若しくは譜代を其間に配置し其動靜に注意せしめ且つ幕府直轄の地を處々須要の處に置き用意頗る周到なり加ふるに諸侯に江戸の參勤交替を命し邸宅を江戸に造り妻子を置きて人質の如くせり此外瀕りに課役を外様諸侯に命じ之を貧弱にするの手段を取りしかば諸侯之より微弱にして事を舉ぐるに足らず黨與を立てむと欲すれば仇敵の地犬牙錯交し通交意の如くならず終に自ら背叛の意なきに至れり

(第三) 天下一般に對しては家康は武を以て天下を統一したれども武は以て天下を治安ならしむる事能はず上下を制御して治平に向はしむるは文學にある事を知り大に心を學問に用ひ以て武伐の弊風を矯めむとせり即ち關ヶ原戦後には學校を伏見に起し藤原惺窩を聘し林道春を擧げて幕府の儒官となし又遺書を搜索して書籍を出版したり

しかば是より侯伯士民學に向ふもの多く文學隆興し天下の形勢も漸く一變せり

問題第四 徳川家光の治を問ふ

家康は元和三年紀元二千二百七十六年薨じ秀忠は寛永九年紀元二千二百九十二年薨す是に於て三代將軍家光其職を襲ふ家光英明果斷にして權略あり初め家康、秀忠の時に於ては諸侯を禮する事甚だ鄭重なりしが家光に至り諸侯を召して之に告ぐるに「我父祖はもと郷等に頼て事をなせり故に賓客の禮を以て郷等を遇せり家光に至りては生れながらにして既に將軍となりまた先世と同じからず故に爾後臣下の禮を以て郷等を遇すべしもし不平ならば速に國に歸りて去就を決すべし」と云ひければ諸侯皆懾伏し謹んで命を奉せり家光は又諸侯參勤交代の制度を確定し其他諸制度を定め諸侯私領の内治は各其意に任じて干渉せざる

大坂、甲府の城代、佐渡、博多、堺、長崎、日光等諸領所の奉行并に  
 郡代等とす而して之を大別すれば用部屋及び評定所の二とす用部屋は  
 大政の出づる所評定所は三奉行相集りて各々其事務をとる所なり之を  
 要するに徳川幕府は古來我國封建制度の最も完備せるものなるが故に  
 其職制の如きも従て複雑にして今一々之か詳細に及ぶこと能はずより  
 只其大略を表示せん

徳川幕府職制の概略を示せ

徳川幕府の職制は家光に至りて整頓せり其主なるものを大老、老中、  
 若年寄、大目付、寺社奉行、勘定奉行、町奉行、京都所司代、駿府、



大坂、甲府の城代、佐渡、博多、堺、長崎、日光等諸領所の奉行并に  
 郡代等とす而して之を大別すれば用部屋及び評定所の二とす用部屋は  
 大政の出づる所評定所は三奉行相集りて各々其事務をとる所なり之を  
 要するに徳川幕府は古來我國封建制度の最も完備せるものなるが故に  
 其職制の如きも従て複雑にして今一々之か詳細に及ぶこと能はずより  
 只其大略を表示せん



政

寺社奉行神官—朱印地

評定所 町奉行—内町人—府内地

勘定奉行—外百姓—御領地

問題第六 寛永の三輔とは誰人なるや

酒井忠世、土井利勝、青山忠俊の三人共に寛永中家光を助けて政をなしたり故に稱して寛永の三輔と云ふ

問題第七 鳥原の亂を記せ

耶蘇教の初めて我國に傳はりしは足利氏の季世葡萄牙の宣教師フランシスコ・ザヴィエロがセズパットを九州に傳へしにあり之を切支丹或は天主教と稱し九州の諸侯多く之を信じ信長も一時之を信じたりしが

後漸く其害あるを覺り之を止め秀吉の時一層之を禁せしが徳川氏の初年信教猶ほ多く禁令容易に行はれざりしかば家光に及び更に令を發して宣教を逐ひ信徒を捕へ嚴に之を禁じたりしが容易に之を絶滅せしむる能はず遂に寛永十四年紀元二千二百九十七年大友氏小西氏の遺臣等益田四郎時貞といふものを擁し耶蘇教徒を煽動し肥前嶋原の原城に據り其衆四万人に達せり家光即ち板倉重昌をやり之を討たしめしが城堅くして拔けずよりて明年松平信綱をやり之を討たしめ二月を以て之を陥れ時貞以下男女二万七千人を斬り以て之を平定せり此亂は耶蘇教徒が幕府の此教を嚴禁せしに反對して起りたるものなりければ幕府は之より益々其禁を嚴にし教徒を諭して佛教に歸せしめ改宗せざるものは悉く之を殺し且つ之より邦人の海外へ渡ること及び外國人の内國に入ることをも禁じ支那、和蘭の外は悉く海外諸國の通商貿易を禁せり

問題第八 足利季世より此頃に至る海外との交通は如何

外國貿易は早く足利時代の末より行はれ通商盛に行はれたり即ち朝鮮及び支那に豊臣氏の朝鮮征伐によりて一時全く敵國となりしが家康に至り使を朝鮮に遣はして好を修めしかば朝鮮漸く來聘し爾後は將軍代がはり毎に慶賀の使を送ることとなり尋て支那とも交通したり又葡萄牙、西班牙、和蘭等は南蠻人と稱して南洋より來り我國人も阿媽港、安南、交趾、呂宋、暹羅等に往來交通するもの多く幕府よりは通商の船舶に朱印の免狀を渡し其船を御朱印船と稱したりき元和の頃には伊勢の人山田長政あり暹羅國に至りて玉業をなし永寛中には濱田彌兵衛あり臺灣にある和蘭人の無禮を質したる等交通甚だ盛なりしが島原の亂後幕府は外教と共に外交をも嚴禁したりければ是より諸外國との交通頗る萎縮し朝鮮、支那の外には僅に和蘭人の交通貿易を許せしのみ新

事物の輸入極めて鮮少たるに至れり

問題第九 慶安の變を記せ

慶安四年紀元二千三百十一年將軍家光薨じ子家綱職を襲く時に浪士由井正雪、丸橋忠彌等將軍の喪中に乗じて亂を起し幕府を覆さむとせり然るに老中松平信綱之を採知し其黨を捕殺し正雪は自殺せりこれを慶安の變と曰ふ正雪は幼より英才あり自ら楠氏の裔なりと稱し兵學武技を人に授けしが此に至りて此變を成せるなり其此舉を企てし事に付ては世に種々の説あれども何れも想像附會の論にして未だ其真相に及べざるものなし

問題第十 徳川光圀興學の事蹟を記せ

光圀は水戸頼房の子なり賢明にして學を好み明の遺臣朱之瑜を招き史館を設けて大日本史を編纂せり此書は神武天皇より後小松天皇に至る

史傳にして神功皇后と后妃傳に収め大友皇子を帝紀に立て南朝を正統に定めたるは其一大見識なり此外著書尙は多く有益なるもの少からず是より天下其風を慕ひ諸藩も各藩學を起し學問甚だ隆盛なるに至れり曾て領内に其親を殺せるものあり吏捕へて之を鞠治すれども頑愚にして服せず自ら謂ふ我が親を殺す我に於て何の罪かあらんと吏斷するこゝと斷はず光圀之を聞き暫く其罪を宥めて専ら學に従事せしめ道德を教へしかば三年にして罪人始て警悔し自ら刑を請ひしと云ふ老して自ら西山隱士と號す湊川に楠木正成の神を立て、楠木氏の忠盛を天下に普知らしめたるは此人なり

問題第十一 將軍綱吉獎學の事蹟并に其弊政を記せ

綱吉は家光の子にして家綱の後職を受けしが甚だ文學を好み當時戰鬥の餘世人輒もすれば粗暴殺伐に流るゝを憂ひ令して文學を勵まし親ら

經書を講し諸侯士大夫等に聽かしめ儒臣林信篤をして髮を蓄へしめ神田湯嶋に昌平校と稱して幕府の學校を立て學田を給し信篤を大學頭に任せりされば諸國の大名も之に倣ひ次第に其領に學校を建てしを以て是より學者多く輩出し先づ中江藤樹、熊澤蕃山は陽明學を唱へ山崎闇齋、木下順庵、貝原益軒、新井白石、室鳩巢、雨森芳洲、安積澹泊あり程朱の學を祖述し伊藤仁齋、並河大民、伊藤天民等は古學を唱へ荻生徂徠は別に門戸を張り門下に太宰春臺あり此他にも學者甚だ多く文學隆盛を極めたり然れども綱吉は一方に於ては弊政少からず堀田正俊の死せしより柳澤吉保を寵用し大に奢侈を極め財用窮乏せしかば屢々貨幣を改鑄して惡弊を行ひ物價大に騰貴して人民困窮せり又綱吉は子なかりしを以て僧隆光の言に従ひ殺生を禁じ其生歲の成なるを以て大に狗を愛養し其數十余万頭に及び狗のために重刑を蒙りしもの甚だ多

かりしと云ふ世人の稱して大公方と曰ふものは實に此將軍なり

問題第十二 赤穂義士復讐の事を問ふ

元祿十四年紀元二千三百六十一年勅使江戸に下りしかば幕府播磨赤穂の城主淺野長矩をして之を饗せしめしに長矩典禮を吉良義央に問ひし時義央多慾にして長矩の贈賄少なきを嘲みて之を指示せず且の殿中に於て之を辱めしかば長矩憤怒に堪へず義央を傷つゝ幕府よりて死を長矩に賜ひ其領地を沒收せり是に於て其遺臣大石良雄等四十七人翌年十二月雪夜に乗じ義央の邸を襲ひて之を殺し首を長矩の墓前に供し後ち自首して罪を乞ふ幕府即ち良雄等に死を賜ひ又吉良氏の領地を奪へり其墓は今猶ほ東京高輪泉岳寺に在り香花絶ゆることなく人々皆其義烈を稱せざるものなし

問題第十三 新井白石の功績を記せ

白石は君美と曰ひ水戸順庵の門より出でしが博覽卓識にして經世の才ありしかば將軍家宣の爲めに登用せられ大に前代以來の弊政を改革し盡せる所頗る多し今其一二を記せんは是より先き法親王の例始まりてより以來皇子皇女の落飾して佛に仕へ玉ふ慣例ありしが君美は建議して皇子を親王とし皇女を降嫁としめ奉るの制を立て又伏見、桂、有栖川、開院の四親王家を世襲としたる事を始めとし前代以來財政の窮乏を救はむがために金銀を改鑄し朝鮮來聘使の迎接に付ても爾來の失財を改め禮節を簡略にし其失費を減し外國貿易に關しても我が物産足らずして金銀の外出極めて多きを憂ひ輸入貨物の量に制限を置きたるが如き施設する所甚だ多し其著書に藩翰譜、讀史餘論、折タク柴ノ記、西洋紀聞、采覽異言、五事略等數十種あり實に當時の活學者なりき

問題第十四 吉宗中興の治績を記せ

吉宗は紀伊頼宣の孫なり家繼の後を承け入りて將軍となる聰明果決にして前代以來の弊政を除き勤儉自ら率ゐ大に幕政を振起せしかば稱して幕府中興の祖とす其施政の大略を見るに當時上下奢侈甚たしく府庫空乏し物價騰貴し人民困弊し士風も頗る文弱に流れたりしかば吉宗大に力を盡くし奢侈を禁じ勤儉を勧め殖産の術を獎勵し砂糖を製造せしめ甘藷を薩摩より移して飢饉に備へ烏柏を植ゑて木臘を製せしめし等頗る農工に注意したり故に是より民富み國治まり加へて豊年打續さしを以て世人吉宗を米將軍と稱するものあり足高の法を設けて人材登用の路を開き公事方定書を作り法令を明にし廉吏大岡越前守を擧げて町奉行とし江戸の火災多きを憂ひて消防の制を定め街路を廣くし屋根を瓦にし武士の惰弱とならむことを憂ひて武藝水泳を演習せしめ青木昆陽に命じて蘭書を讀ましめ室鳩巢に命じて六論衍義を譯さしめ司天臺

を設けて氣象を計らしめし等在職三十年の間百政を改良し常に心を政治に盡くし、かば天下靡然として其風化に向ひ幕府の業再び隆盛を極めたり

■ 題第十五 將軍家重、家治二世の治を問ふ

吉宗退き子家重職を襲さしが多病にして政を親らせず大岡忠光、田沼意次等權を窃弄し吉宗中興の業漸く衰へたり家重職にゐること十七年なりしが寶曆五年職を子家治に譲れり然るに家治亦不肖にして田沼意次を寵用し側用人より擇んで老中に列し其子意知を若年寄となし父子政權を専らにせしかば意次父子威權を恣にし大に暴政を行ひ將軍をして毫も外事を知らしめず賄賂公行し収歛甚だしく幕政大に紊れたり殊に當時漸く勤王論を唱ふるものあり且つ寶曆、明和年間には大火、水害、地震、噴火大風等打續き天明年間には有名なる大飢饉あり人民

困窮怨望すれども意次毫も顧みず唯私利を之れ事とせしを以て旗下の士佐野政言其専恣を惡み之を殿中に斬れり是により意次の惡は顯はれ田沼氏は黜けられしも幕政の衰亂は未だ救ふに由なかりき

問題第十六 御三家及び御三卿とは如何

家康が其子義直を尾張に頼宜を紀伊に頼房を水戸に封じ以て幕府の藩屏とせしより特に此三家を稱して御三家と曰ひ吉宗の時子宗を武田安邸に宗尹を一橋邸に置き慶米を給して將軍の家族に列せしめ家重亦子重好を清水邸に置きたるを以て稱して三卿と曰ふ幕府將軍に嗣なき時は此等の家より入りて其職を繼ぐこととなせり

問題第十七 寛政の治(松平定信の治績)を記せ

二千四百四十六年天明六年將軍家治薨じ家齊一橋家より入りて職を襲きしが就職の初め大飢饉あり京師にも大火あり大内をも延焼せしかば

家齊は老中松平定信と専ら前代以來の弊政を除き奮ひて享保の隆盛に復せしむるを計れり定信は吉宗の曾孫にして白河の城主なりしが廣明にして學識あり少にして意を政治に留め頗る名聲あり家齊に登用せらるゝに及び銳意經營自ら粗衣粗食して風俗を正し文武を勵まし人材を登用したりしかば幕政再び振ひ所謂寛政の治を致せり其事業の一工を擧ぐれば天下諸士の窮乏を濟はむがため九年賦償還の法を立て米穀を蓄へて凶荒に備へ人足寄場を石川島に設けて囚人及び無宿者を使役し和學講義所を設け和學を奨勵し又貴賤の別なく聖堂に入ることを許したり殊に天明八年京師の大火せしや諸侯に課して役を助けしめ自ら工事を督して皇宮を造營し舊制を案じて其規模を擴張し以て尊皇の實を示せりされば當時光格天皇英明にして聖天子の聞ゆあり定信の治績此の如くなりしかば人語りて、聖天子極に稱み關東にも賢相出づる不日天

困窮怨望すれども意次毫も顧みず唯私利を之れ事とせしを以て旗下の士佐野政言其専恣を惡み之を殿中に斬れり是により意次の惡は顯はれ田沼氏は黜けられしも幕政の衰亂は未だ救ふに由なかりき

問題第十六 御三家及び御三卿とは如何

家康が其子義直を尾張に頼宜を紀伊に頼房を水戸に封じ以て幕府の藩屏とせしより特に此三家を稱して御三家と曰ひ吉宗の時于宗を武田安邸に宗尹を一橋邸に置き慶米を給して將軍の家族に列せしめ家重亦子重好を清水邸に置きたるを以て稱して三卿と曰ふ幕府將軍に屬なき時は此等の家より入りて其職を繼ぐことになせり

問題第十七 寛政の治(松平定信の治績)を記せ

二千四百四十六年天明六年將軍家治薨じ家齊一橋家より入りて職を襲きしが就職の初め大飢饉あり京師にも大火あり大内をも延焼せしかば

家齊は老中松平定信と専ら前代以來の弊政を除き奮ひて享保の隆盛に復せしむを計れり定信は吉宗の曾孫にして白河の城主なりしが廣明にして學識あり少にして意を政治に留め頗る名聲あり家齊に登用せらるゝに及び銳意經營自ら粗衣粗食して風俗を正し文武を勵まし人材を登用したりしかば幕政再び振ひ所謂寛政の治を致せり其事業の一工を擧ぐれば旗本諸士の窮乏を濟はむがために年賦償還の法を立て米穀を蓄へて凶荒に備へ人足寄場を石川島に設けて囚人及び無宿者を使役し和學講義所を設け和學を奨勵し又貴賤の別なく聖堂に入ることを許したり殊に天明八年京師の大火せしや諸侯に課して役を助けしめ自ら工事を督して皇宮を造營し舊制を案じて其規模を擴張し以て尊皇の實を示せりされば當時光格天皇英明にして聖天子の問ひあり定信の治績地の如くなりしかば人語りて、聖天子極に極み關東にも賢相出づ不日天

下必ず泰平なるべしと曰ひしとぞ定信は後ち光格天皇が御生父典仁親王に太上天皇を追尊せんと欲して勅使を江戸に下し玉ひしとぞ意見協はず其職を辞し樂翁と號し文墨を樂みて一生を終れり家齊は徳川第十二代の將軍にして最も隆盛繁榮を極めたりし人なるが其泰平の基礎をなせしは實に定信の功なりき

問題第十八 勤王論の萌芽を問ふ

桃園天皇の頃京師に竹内式部といふものあり神道儒學に通じ常に皇室の式微を慨し勤王の大義を唱けるより其門に出入する公卿多かりしかば幕府は式部を捕へて追放し門人の公卿を罷責せり其後、後櫻町天皇の時に至り式部の門人藤井右門及び甲斐の浪人山縣大貳等出で式部の志をなさむとせしか遂に幕府に捕へられて死罪に科せられたり然れどもこれより勤王論漸く起り次第に幕府が政權を専らにするを非議する

ものあるに至れり

問題第十九 寛政の三助及び三奇士を問ふ

柴野栗山、古賀精里、尾藤二州の三人共に幕府の儒官となり林氏を助け大に儒學を興せしかば世に之を稱して寛政の三助といふ上野の人高山彦九郎、下野の人蒲生君平、仙臺の人林子平の三人は共に慷慨憂國の士を以て有名にして其言行當時に異出せり故に世に之を稱して寛政の三奇士といふ

問題第二十 米使來朝及び假條約の事を記せ

紀元二千五百十三年嘉永六年米國の使節水師提督ペルリ軍艦四艘を率ゐて浦賀に來り國書を呈して通商貿易を請ふ是よりさき英、露の戰艦我近海に出沒し和蘭は使を遣はして歐羅巴諸國が來りて通商を求めむとする事を報道なせしかば天下の人心漸く動搖し漸く開國論を唱ふる



ものありしかども鎖港は家光以來我が國是にして容易に變する事能はず又水戸にては光圀以來の尊王愛國論變して鎖港攘夷論となり齊昭の如きは長文の意見書を献りて鎖港論を主張しそれより天下鎖港開國の論戰次第に騷擾となりたる時なりしかば幕府は其處置に苦み暫く猶豫して明年に至り確答を與ふべしと諭し之を歸らしめたり然るに明年に至りペルリ約の如く再航し答を迫りしかば幕府愈窮して意見を諸侯に問ひ更に確答の期を延べむことを諭したれどもペルリ聞かず是に於て遂に止むを待す下田、函館及び長崎の三港を開き糧食薪水等の必要品を給與することを許せり後ら幾くもなくして英、露、佛の三國も此例に倣へり時に安政元年紀元二千五百十四年なり是より天下攘夷の議論紛起し騷擾名狀すべからざるに至れり

問題第二十一 安政の獄及び櫻田の變を問ふ

安政三年八月の使節ハリルス來りてより幕府は内外より責められ甚だ窮せしかば彦根侯伊井直弼を大老とし其衝に突らしめたり是に於て直弼は時勢の急なるを見勅許をまたず數多の攘夷論者に反對し獨斷を以て安政五年紀元二千五百十八年米、英、露、佛、蘭と條約を締結せり然るに此年將軍家定薨じ天下水戸齊昭の子一橋慶喜を立てむとするもの多かりしに直弼は紀伊より家茂を迎立せしかば外交、繼嗣二者の事より頗る大老の專横を怨むるものあり人心甚だ不穩を極む此時に方り水戸齊昭が京師の攘夷家及び公卿等と朝旨を受けて幕府に反對し攘夷を計る事あり直弼之を探知せしかば直弼英斷を以て水戸、尾張、越前侯を禁錮し近衛、三條等の公卿を幽し水戸の臣安嶋帶刀、鵜飼吉左、及び浪士橋本左内、梅田源次郎、頼三樹三郎等數十人を流斬に處したりこれを安政の獄と云ふ然れども諸浪士等は之に威服せず却りて益々幕府

を忌み万延元年三月水戸亡命の士佐野光明等十七人直弼を櫻田門外に要殺せり之を櫻田或は上巳の變と云ふ

問題第二十二 公武合休論及び坂下門の變を記せ

伊井直弼の要殺せられし後安藤正信直弼の意を繼ぎ政をとりしも是時に方り幕府の威漸く衰へしかば公武合休論出て上奏して皇妹親子内親王を幕府に尙せんと欲し朝廷亦之を許し玉ふ然れども天下激論の士益々幕府を非議し浪士等起りて安藤正信を坂下門外に要撃して之を傷けたり之を坂下門の變と云ふ

問題第二十三 將軍家茂入朝の事を記せ

此時に方り諸藩の亡命者は東西南北に奔走し朝廷が攘夷説を主張し玉ふを見て幕府に迫るに攘夷の事を以てせしかば二千五百二十三年文久三年家茂已む事を得ず京師に入朝す朝廷よりて男山に幸し八幡宮の社

前に於て攘夷の節刀を家茂に賜ふ家茂病と稱して供奉せざりき然れども攘夷の期は遂に此年五月十日と定まりたり

問題第二十四 下ノ關の戰及び生麥の變を問ふ

家茂入朝して攘夷の期は五月十日と定まりしかば長藩は其先鞭と稱し米、佛、蘭の船を下の關に砲撃すよりて翌年に至り三國及び英の軍艦來りて下ノ關を攻む長軍利あらず乃ち償金三百萬元を約して和を結へり又生麥の變とは嶋津久光江戸より歸るとき途に生麥を經しに英人其鹵簿を衝きたるを以て英人を此處に斬りたるより英人其償金を幕府に迫り尋て鹿兒嶋灣に於て彼我激戰し薩人遂に英艦を走らせたり然れども幕府は事端を開くを恐れ償金を出して遂に和を結ひたることを云ふ

問題第二十五 元治の變及び長州征伐の顛末を問ふ

是より前幕府は會津藩松平容保を京師の守護職とせしが是に至り京師

の攘夷黨を斥け事宜を定めむと欲し討幕論なる三條、三條西、錦小路、壬生、東久世、澤、四條等七卿を免し長藩の入京を止め薩藩と共に公武合牀論を主張し攘夷の朝論を覆さむとせり是に於て大和、但馬、水戸等の浪士の亂ありしが元治元年紀元二千五百廿四年長藩の家老福原越後、益田右衛門介等兵を率ゐて伏見に入り藩主及び七卿の罪を許さむことを乞ひ且つ會津、桑名の二藩を噓して君側を清めむと稱し六月兵を進めて京師に入りしが會、薩二藩のために破られ遁れて本國に歸れり然れども長藩が禁闕を犯したる暴舉人許すべからず幕府は朝廷に請ひて西南諸藩の兵を發して長藩を討たしめたりよりて長藩は藩主を謹慎せしめ國老に切腹を命じて罪を謝し事一旦収まりしが尋て高杉晋作、山縣有明等藩主父子を奉して山口に據る幕府また大軍を發して之を討ちしが此時薩の二藩苟かに相連和せしかば幕府の軍利あらず且つ將軍

家茂會々病を以て大坂に薨せしかば遂に征長の兵をやめ一橋慶喜をして軍職を嗣かしめたり時に慶應二年紀元二千五百二十六年八月なり當時諸藩の謀主が心に謀れる所は攘夷にあらずして討幕なり然るに幕府は未だ之を知らず征長の事に乘じて幕威を再興せんと欲したるに今却りて其破る所となれり是に於て幕威全く墜ち尋て太政の奉還をなすに至れり

問題第二十六 太政奉還の事を記せ

紀元二千五百二十六年慶應二年孝明天皇崩じ玉ひしかば翌年正月今上天皇即位し玉へり時に幕府の威權日に衰頹して漸く天下の太政を負擔する事能はざる有様となり朝廷にては専ら皇權恢復の事を計畫し玉へり是に於て土佐藩主山内豊臣は早く天下の機運を察し其臣後藤象次郎、福岡藤次等をして將軍慶喜に政權奉還の事をとかしめ今日の形勢天下

の政令二途に出づるの不可にして宜しく大政を皇室に奉還し以て万國と並立すべきことを以てせしかば薩、藝、備の諸藩も亦之を贊したり慶喜即ち意を決して將軍職を辞し太政を奉還せむことを請ひ朝廷之を許し玉へり時に紀元二千五百二十七年慶應三年十二月なり之を明治の王政復古或は維新と稱す家康が幕府を江戸に開きしよりこゝに至るまで十五代二百六十五年源頼朝が幕府を鎌倉に開きしより六百八十二年なり

**問題第二十七** 徳川時代儒學の有様を記せよ。

(家康儒學を奨励してより文學大に起り綱吉の時に至り所謂元祿時代文學の隆興を顯はし次て吉宗の時にも數多の學者輩出したる事は前各所に於て略ぼ之を述べたれば今日はず)寛政中に至り松平定信亦儒學を奨励し柴野、尾藤、古賀等を擧用せしが享保以降漸く林氏程朱の學を辨駁するもの出てしかば是時異學の禁を發し王派の如き之を禁遏せし

かば爾來世人また大に宋學を崇び江戸の學風之より一定せり頼山陽は此頃の人にして日本外史を著はし定信に獻したり古學も此頃に至り益々盛にして皆川、巖垣、村瀬、佐野等の四大家出て文學の振起極盛の時代たりき

徳川幕府は程子學を以て國學となし専ら節義を重んずるの氣風を民間に養成したり赤穂義士復讐の事の如き其一例なり然るに王派は心法を基礎とするの徳育なるを以て幕府に對し秩序破壊の決行を逼るを敢てするものなるを以て排斥せられて謀叛の學となされたり異學の禁これなり

**問題第二十八** 國學は如何

國學は水戸の光圀出て、和漢の學を奨励せしより下河邊長流、僧契沖出て契沖は光國のために萬葉代匠記を著はせりこれ當時に於ける國語

研究の初めにして同時に荷田春滿あり古書を明らめ古學を唱へ其門人に加茂眞淵あり眞淵は田安家に仕へて著書多く其門人中より本居宣長を出せり宣長は伊勢の人にして博覽にして卓識あり國語國文に明かにして神皇の道を説き國体を明にせり古事記傳は其巨著にして最も世人の嘆稱する所なり眞淵、宣長の門流より出て、有名なるを平田篤胤とす此人は儒佛を排し敬神愛國の説を唱へたり又塙保巳一は眞淵の門に出て盲人となりしかども博學強記にして數多の古書を校訂し群書類從六百三十六冊を刊行せり是より國學次第に隆盛なるに至れり

問題第二十九 洋學は如何

洋學は初め外教と共に之を禁せられしが八代將軍吉宗の時に至り其禁を解き青木昆陽をして蘭語を研究せしめければ之より國學漸く起り前野良澤、桂川甫周、杉田玄伯等蘭語によりて醫術を研究するもの出て

來り解體新書なる翻譯書も出版せられ次きて宇山川榕庵、戸塚靜海、高野長英、青地倫宗、渡邊華山、佐久間象山、林子平等あり醫、理、化、物産、植物、兵制、砲術等を研究したりき

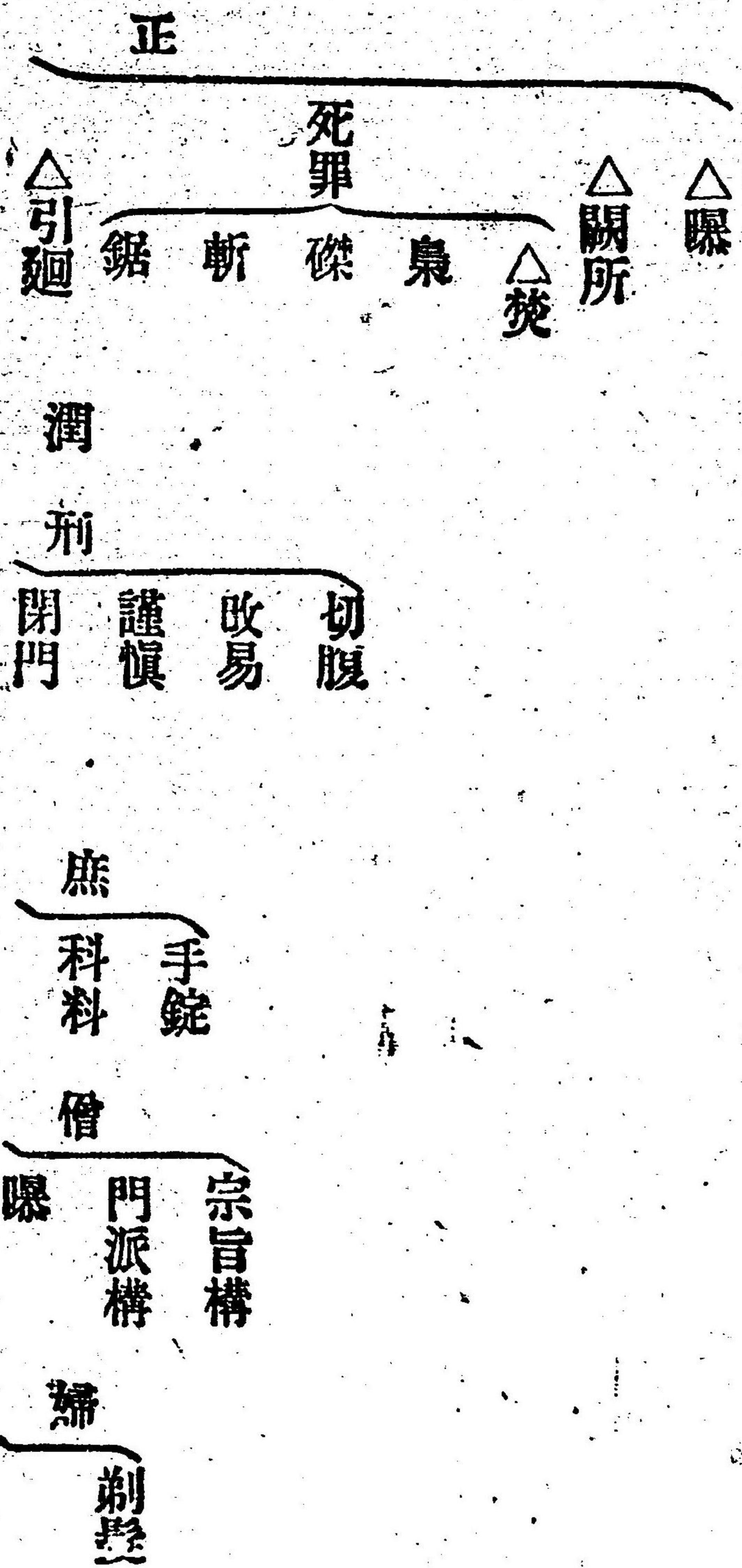
問題第三十 其他の學問は如何

徳川時代文運隆興し以上の學問盛なるに伴ひ實談、野史の類も行はれ近松門左衛門、竹田出雲等は淨瑠璃本を著作し歌舞技に用ひ小説に於ても山東京傳、曲亭馬琴、十返舎一九、式亭三馬、爲永春水、柳亭種彦等あり皆著名の傑作あり俳偈も盛に俳文も起り松尾芭蕉、太田蜀山人等あり謡曲、狂言等も足利時代以來益々盛となるに至れり

問題第三十一 徳川氏の法制は如何

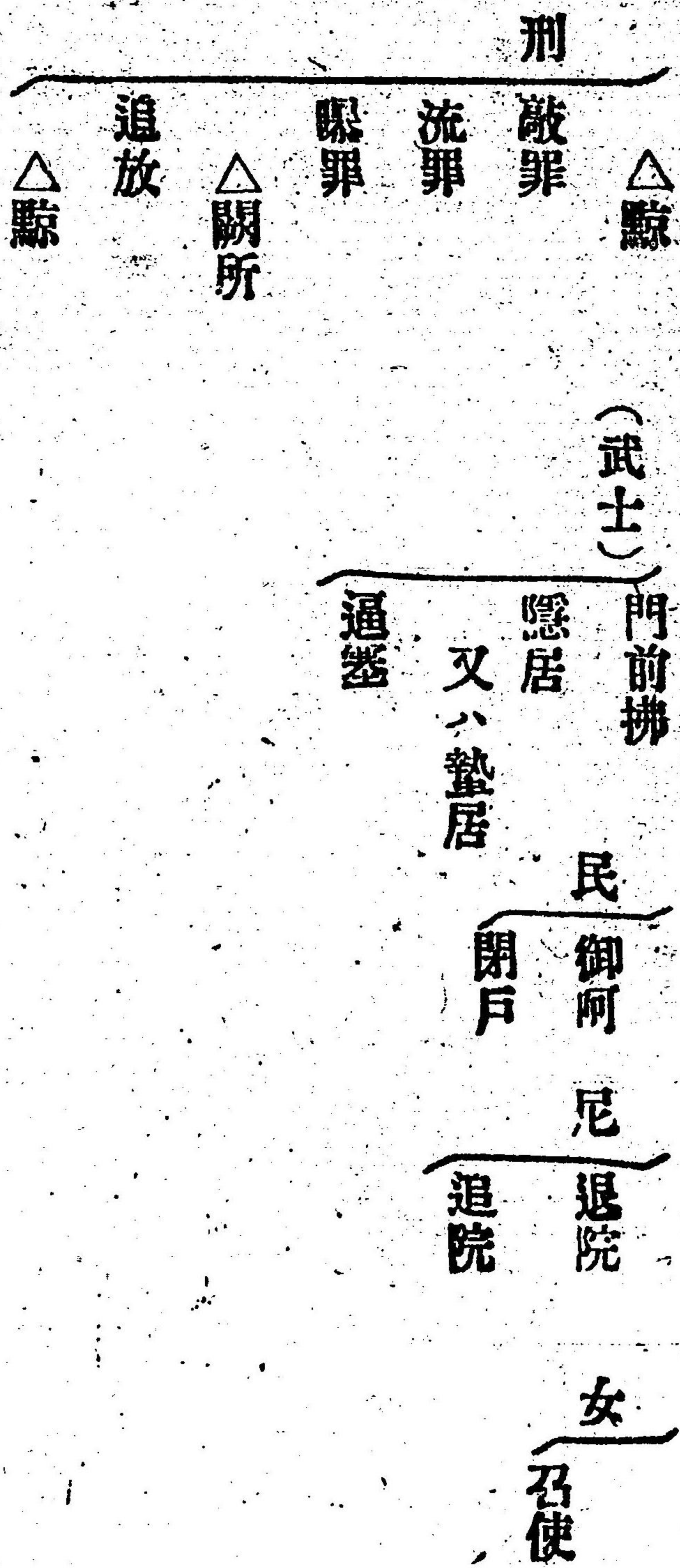
徳川氏には大老、老中、若年寄、大目付なるものあり評定所を組織し諸藩に係れる裁判を決し四民の訟獄は町奉行之を掌り社寺の訴訟は寺

社奉行、農工商の徴税處分は勘定奉行を掌る勘定、寺社及び町の三奉行は奉行中最も重きものなり幕府直轄の外諸藩に至りては各自其法を異にするを以て今一々之を述ぶへからず今吉宗が制定せし御條百ヶ條其他の諸書によりて幕府の刑名を示せば大要左の如し



問題第三十二 軍政は如何

元和元年大坂の役終りてより家康諸大名從軍の人数を定め一万石を以て二百人とし麾下の士は十五歳以上六十歳以下は皆兵務に服す後嘉永年中に至り江川太郎左門衛の建言を採用し砲臺を築き軍艦を造れり



其以前に在りては大抵尼利、豊臣二氏の舊制を襲用せり

問題第三十三 佛教は如何

家康は織豊二氏以來諸寺の衰頹せるを憂ひ延暦寺を興し天海を以て天台座主とし其他多く荒廢せる諸寺を再興せり寛永中肥前島原の亂あるや家光は嚴に耶蘇教を禁し佛教に歸せしめ宗門帳なるものを作り諸宗の僧徒に之を掌らしめたりしかば僧徒は之を以て外教を禁遏し外教略は跡を絶つに至れり家綱の時僧隱元黄蘗宗を創め万福寺を建つ綱吉に至り家康が定めし十八檀林を改定し増上寺、傳通院、光明寺、幡隨院等十八刹を以て之に補せり要するに佛教は徳川氏が外教を禁遏せんがため之を保護し且つ天下久しく泰平なりければ上下皆之に歸し天下皆其宗徒たらざるものなきに至れり

問題第三十四 徳川時代の工商は如何

工業は徳川氏執政以來天下昌平に屬せしかば諸工業皆進歩し日光の東照宮、江戸の寛永寺、増上寺の如き安宅丸、錦帶橋、永代橋の如き皆此時代建築土木の進歩を見るべく織物の如きは京都の西陣、甲斐の甲斐絹、桐生の織物、真岡の木綿、筑前の博多織、越後の上布、小倉の小倉織、丹後、近江の縮緬、薩摩の飛白等皆此時代より産出せらる商業は外國貿易は幕府の鎖港主義によりて其發達を妨げられしを以て久しく振はず内國に於ては元祿中間屋仲間十組を設けて商業回船の範圍を定めたりしより交通運輸の事も頗る開け吉宗に至り手形の制及び三都飛脚等の事を定めたる等種々奨勵のことあり且つ久しく泰平なりしを以て漸々盛となれり

問題第三十五 一般の風俗を問ふ

慶長元和の頃は庶人も刀を帯ひしかば秀吉令して之を禁したりしが後

攘夷の論起り天下騷擾するに及び其規定亂れ庶人と雖ども之を帯して  
武士に混するものあり武士と雖ども刀を脱して庶人に交るものあり男  
子は漸く髭を剃るの風生じ婦人の髪風は吹上、兵庫、島田、角髻、勝山、  
丸鬘、笄鬘等あり時に隨て種々の變遷あり外出するには女子は初めは  
絹の頭巾を以て面を覆ひ男子は編笠又は深帽子を被りしが寛保中男子  
の覆面を禁してより其風止み日傘は寶曆中より起り女子のみ之を用ひ  
しが後には男子も之を用ふるに至れり木綿足袋は寛永中より出來たり  
之を要するに二百六十年間の泰平にて一般に奢侈の風漸く進み幕府屢  
々禁令を出して之を止めしも少効なかりき

第六章 現代(明治維新より日清戦役に至るまで)

問題第一 皇政維新とは如何

慶應三年紀元二千五百廿七年正月今上天皇即位し玉ひ十二月徳川慶喜

の政權奉還を許し玉ひ萬機親裁の古制に復し大改革を行ひ攝政、關白、  
征夷大將軍等の職を廢して新に總裁、議定、參與の三職を定めたるも之  
を皇政維新と云ふ

問題第二 維新の總裁、議定、參與は誰々なるや

總裁は有栖川宮熾仁親王、議定は仁和寺宮嘉彰親王、山階宮晁親王、及  
ひ薩、藝、土、尾、越の五藩主、參與は岩倉具視、西郷隆盛、大久保利通、木  
戸孝元、後藤象次郎等なり

問題第三 伏見、鳥羽の役を問ふ

慶喜大政を奉還したれども譜第の諸藩及び幕臣等には之を喜ばざるも  
のあり又朝廷慶喜に其領地を献納せんことを命じ玉ひしかば慶喜不滿  
を抱き二條城より大坂に退けり是に於て朝廷また慶喜の入朝を命せら  
れしに慶喜は薩藩を黜けむことを請はむと欲し紀元二千五百二十八年



明治元年會、桑二藩を先驅として上京す兵數凡る三万なりよりて朝廷、薩、長二藩に命じて之を伏見、鳥羽に防がしめ玉ひ頗る激戦ありしか會桑の兵夫に收れ慶喜は六坂より船に乗じて江戸に奔れり之を鳥羽、伏見の役と云ふ

問題第四 五條の御誓文とは如何

明治元年三月十四日天皇親しく天神地祇を祭り公卿諸侯を率ゐて五事を誓約し玉へり即ち

- (一) 廣く會議を興し萬機公論に決せむ
- (二) 上下心を一にし盛んに經綸を行ふべし
- (三) 官武一途庶民に至るまで各々其志を遂げ人心をして倦まざらしめむ
- (四) 舊來の陋習を破り天地の公道に基くべし

(五) 智識を世界に求め大に皇基を振起すべし

問題第五 戊辰の役の始末を問ふ

鳥羽、伏見の戦後朝廷は慶喜、容保、定敬(桑名藩主)等廿七人の官爵を削り征東の役を起して有栖川宮を大総督とし西郷隆盛を參謀とし江戸に追らしめ玉ひしかば慶喜は東叡山に屏居し恭順の意を表し勝安房、大久保一翁等をして哀を請はしめ朝廷之を許し慶喜を水戸に幽し田安家の家達を以て徳川氏を嗣かしめ玉ひ事一旦平定せしかども幕臣中には不平を抱くもの少からず同黨を集めて東叡山により輪王寺宮を擁して彰義隊と稱し官軍に抵抗せしかば官軍討ちて之を破る殘徒乃ち宮を奉じて會津に走りたり之を上野の戦争と云ふ此時松平容保は仙台、米澤、南部、二本松、越後、長岡等と結托し大鳥圭介も來りて之に會し官軍に抗し勢極めて盛なり官軍則ち越後口及び白河口より攻め入り白河口

より入れる官軍の參謀伊知地正治、板垣退助等直に若松城に迫れり城兵極めて能く防戦せしが尋て越後口の官軍來り會せしかば城遂に陥り容保は出て降り奥羽悉く平けり之を戊辰の役といふ

問題第六 函館の役を記せ

前きに官軍江戸に入り城及び武器を収めし時幕臣榎本武揚は軍艦數艘を率ゐて石巻に走り奥羽諸藩に應せむとはかりしが奥羽平ぐに及び大鳥圭介等遁れて來り會せしを以て共に松前に航し函館を陥れて五稜廓によれり官軍乃ち海陸より並へ攻め松前、箱館の各地に於て大に之を破る是に於て二人敵すること能はず出て、降り時に明治二年なり

問題第七 廢藩置縣の次第を問ふ

徳川氏既に斃れて天下の大權朝廷に歸したれども諸侯はなほ土地人民を私有し政令二途に出て未だ維新の盛業の完成せざるを憂ひ明治二年

紀元二千五百廿九年薩、長の二藩相議して其封土を奉還せむと欲し土、肥二藩また之を賛成せしかば四藩連署して藩籍の奉還を上請し尋て諸藩も皆之に倣ふよりて朝廷之を許し藩主を以て藩知事とし玉ひしが各藩の人民尙ほ藩知事を尊び朝廷を輕んずる風ありしを以て明治四年紀元二千五百三十一年廢藩の詔を下し舊藩主を悉く東京に召し全國を分ちて三府七十二縣とし玉へり縣は其後廢置分合ありて明治廿三年紀元二千五百五十年に至り四十三縣とせられたり此に於て皇政維新の大業全くなり天下再び郡縣の古制に復せり

問題第八 維新後諸般政治の改革を問ふ

廢藩置縣の後王政も全く古に復し天下全く朝廷の統一し玉ふ所となりければ是より努めて改新進歩の方針を執りて舊來の陋習を破り玉ひ法律、制度より風俗に至るまで著しく其趣を變じたり今條目を分ち

て簡軍に之を曰へば

- (一) 外交 明治四年岩倉具視を大使とし木戸、大久保、伊藤、山口等を副使とし歐米諸國に遣はし制度、風俗を視察せしめ玉ひ又明治八年に至り露國と議し樺太嶋を彼に與へ千嶋群嶋を我有とせられたり
- (二) 兵制 明治五年徵兵令を發し全國の壯丁を募りて兵役に服せしめ六鎮臺を置き海軍の制を定め軍艦を製造し天皇親ら陸海軍の大元帥となりて軍政を統御し玉ふことゝなれり
- (三) 法律 明治三年に新律綱領を定め後ち改定律例を定め玉ひしが次第に西洋の法律を參酌し刑法、治罪法を定め裁判所、監獄の制も漸々進歩して完備のものとなれり
- (四) 税法 明治六年地價を定め地券を頒ち地租を改正して地價百分の二を徵し次で十年に至り百分の二分五厘とし商工者にも夫々課税の

率を定められたり

- (五) 族籍 全國の士民を三等に分ち公卿と諸侯を華族とし農工商を一般に平民とし穢多非人をも平民籍に列することを許し武士を士族とし相互に婚嫁することを許し玉へり
- (六) 教育 明治五年に學制を頒布し西洋の法に倣ひ就學年齢を定め全國に大、中、小の學校を建て四民の差別なく就學することを許し又書籍の出版も大に盛となりければ學問教育の事日月に進歩せり此他明治五年太陰曆を廢して太陽曆を行ひ神武天皇即位を以て紀元元年とし紀元節を二月十一日としたるを初とし郵便、電信、汽車、汽船の便を開きたる等百般の事業盡く其改良に力め玉ひしかば帶刀結髪のは散髮洋服の風と變じ國家の面目全く一變するに至れり

問題第九 征韓論の起原を問ふ

徳川時代には朝鮮屢ば來聘して通交を修めしが維新以後に至り彼れ外交を好まずして多く禮を我國に失ふことありしかば明治六年西郷隆盛副島種臣、後藤象次郎、江藤新平、板垣退助等征韓論を唱へ軍を發して其罪を問はむとせり然るにさきに歐米に派遣せられし岩倉、木戸、大久保等此時歸り來り内治を先にして外政を後にすべしことを主張し廟議之に決せしかば西郷等は意見行はれざるを以て遂に其職を辭せり桐野利秋、篠原國幹等亦之に従ひり

問題第十 臺灣征伐の事を記せ

明治五六年の頃沖繩及び備中の民漂流して臺灣に到るものありしに其地の生蕃のために殺されたりよりて我政府は之を清國に向て質問せしに清國政府蕃族は化外の民なりとして談判に應せず乃ち明治七年四月西郷從道等をして之を討ちたり然るに清國また之に向て異議を唱へし

問題第十一 西甯の役を記せ

かば八月大久保利通を全權辦理大臣とし清國に赴かしめ辨論數回遂に償金五十万兩を出さしめ以て臺灣の師を施せり之を臺灣の役と云ふ

明治七年佐賀に江藤新平の亂あり九年に至り熊本に神風連、山口に前原一誠等の亂あり皆新政に不平を抱き或は政府と意見合はず已等の志を行はむとして起れるものなるか幾くもなくして悉く官軍の爲めに平けられ未だ大變に及ばざりしが十年に至り西郷隆盛、桐野利秋、篠原國幹等と共に兵を率ゐて肥後に出て熊本城を圍めり初め隆盛は征韓論を以て政府と協はず官を辭して鹿兒島に屏居し私學校を建て、其徒を教育せしが此私學校生徒の舉動頗る怪むべきものありしを以て政府には爾來鹿兒島にありし彈藥器械等を大坂に収めむとしたるに私學校の生徒等は俄に起ちて之を奪ひ政府が隆盛を暗殺せむと謀るとし遂に

隆盛を擁して兵を挙げたるなり是に於て朝廷隆盛以下の官僞を削り有栖川熾仁親王を総督とし陸軍中將山縣有朋、海軍中將河村純義を參軍とし之を討たしめ玉ふ隆盛は熊本城を圍むこと頗る急なりしも司令長官谷干城固守して屈せず征討軍は山鹿、田原坂、吉次越等に於て激戦をなし賊將篠原國幹を斬り別軍また八代より賊軍の背を衝きしかば賊軍遂に熊本を圍を解き次第に退却して鹿兒嶋に退き官軍從て之に迫り隆盛以下悉く自殺し事全く平ぎたり之を西南の役或は十年の役とも云ふ時に九月廿四日なり

問題第十二、維新の功臣を問ふ

維新の功臣は西郷隆盛、木戸孝允、大久保利通の三人を最とし其他皇族には有栖川宮、公卿には岩倉具視、三條實美等なりしが隆盛は賊名を負ひて十年九月に自殺し孝允は十年五月に薨じ利通は十一年五月に

刺客の手に斃れ具視は十六年七月に實美は二十四年二月に薨じ有栖川の宮は二十八年一月を以て薨じ給へり

注意 維新の功臣中には非常に死せし人多し西郷隆盛、大久保利通、横井平四郎、廣澤兵助、江藤新平、前原一誠等これなり中には賊名を負ひて死せしもの多し

問題第十三、明治八年朝鮮事件を問ふ

明治八年我が軍艦雲揚號清國に赴かんと欲して朝鮮の近海を過ぎ江華嶋に至りしに朝鮮の守兵之を砲撃せしかば我兵應戦して之を破り其砲臺を毀ち城屋を焚燒して還り事由を政府に報ず政府乃ち陸軍中將黒田清隆、議官井上馨をして軍艦を率ゐ朝鮮に赴き其無禮を詰問せしむ朝鮮罪を謝し謝状を呈せしかば之を許し新に港を開かしめて還れり時に明治九年なり或は之を江華嶋事件とも云ふ

問題第十四 明治十五年朝鮮の變を記せ

明治十五年七月朝鮮の兵卒亂を起して王城に入り又我公使館を襲ふて  
れ大院君等が朝鮮當時の新政を嫌ひ兵卒を煽動して此亂をなさしめた  
るなり我が公使花房義質逃れて長崎に還り事狀を政府に具申す政府乃  
ち公使を朝鮮に遣り其罪を責めしむ朝鮮罪を謝し償金五十五万圓を出  
し事全く平ぎたり

問題第十五 天津條約をなせし始末を記せ

明治十四年の變後内亂再び朝鮮に起り獨立黨と事大黨と相争ひ十七年  
二月獨立黨の首領金玉均、朴泳孝等俄に起りて事大黨の首領閔泳翊以  
下大臣數人を殺し王宮に入りて大改革を行はむとせり獨立黨とは改進  
主義を唱へ朝鮮の獨立を以て其目的となすもの事大黨とは守舊主義を  
唱へ清國の保護により朝鮮の社稷を保たむとするものなり國王大に驚

き我公使に王宮を護らんことを請ふより我公使竹添進一郎兵を率ゐ  
て之に應せしに事大黨は清國兵と相謀り王宮を圍み我が兵を要撃し我  
が公使館をも焼けり是に於て政府は井上馨を以て特命全權公使として  
韓地に遣はし償金を出さしめたり然るに此時に方り清兵大に暴行をな  
せしかば更に伊藤博文を全權大使とし清國に赴かしめ天津に於て三條  
の條約を結べり之を天津條約と云ふ金玉均、朴泳孝等は逃れて我國に  
來れり

問題第十六 明治十八年官制改革の概略を記せ

先是維新以後種々の職官を置き施政の機關を立てられたりけれども大  
抵太實の古制を參酌せしに過ぎず未だ不充分なる所ありしが伊藤博文  
歐米の制度を視察して歸るに及び十八年十二月大に官制を改革し宮内  
外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、遞信の十官を

設け各省に大臣を置き其事務を掌らしめ更に各省を以て内閣を組織し内閣には総理大臣を置き之を統べしめたり此他内大臣ありて官中顧問官の議事を総提して掌侍輔弼に任り右の内内大臣及び宮内大臣は内閣に列せず次で廿一年に至り樞密院を設け天皇の諮詢に備へ奉ることとせり

問題第十七 帝國憲法の發布及び議會開設に至れる次第を述べよ

明治二十二年二月十一日紀元二千五百四十九年天皇自ら皇祖皇宗の神靈を祭り勅諭を下し大日本帝國憲法發布式を宮中より行ひ同時に皇室典範及び議院法をも定めさせ玉ひけり先是明治七年副嶋種臣、板垣退助、後藤象次郎、江藤新平等民選議院設立し漸く民權の自由を興ふるものあり明治十三年に至り國會開設を請願するも多く其論頗る盛なりしを以て十四年十一月に至り明治二十三年を期して國會を開くべき大詔を

發し給ひ遂に此大典を擧げ給ひるなり尋て二十三年十一月詔して帝國議會を東京に開き天皇親臨して開院式を行はせ給ふに至れり議會は貴族院と衆議院よりなり貴族院は皇族、有爵者、勳功あるもの學識あるもの多額納稅者之が議員となり衆議院は各府縣より三百人を選出して其議員とす是に於て我國の立憲君主制確立せり

問題第十八 明治廿七八年征清役の始末を問ふ

明治二十六年以後朝鮮には東學黨と稱する亂民蜂起して二十七年に至り大に猖獗を極め朝鮮政府之を鎮撫すること能はず是時に方り我國に於ては民權伸張の氣焰頗る盛にして官民の衝突甚だしく議會も度を解散せらるゝことありしかば清國我邦を輕侮し天津條約を破り朝鮮を屬邦視して恣に兵を韓土に送りしかば我が公使大島圭介屢々清國の袁世凱と協議したれども清國従はず却て豐島沖に於て我が軍艦を砲撃せし

を以て我が軍艦應戦して敵艦を捕獲し陸上にては韓廷の依頼に應じて成歡牙山の役あり清國の舉動黙止すべからざるに至りしかば八月一日天皇宣戰の大詔を發し大本營を廣島に進め軍資を支出し兵を増發し給へり是より我が軍海陸並ひ進み陸軍は平壤旅順の大捷を得海軍は黃海の大捷を博し兩軍協力して威海衛を陥れ清國の最も頼みとせる北洋艦隊亡び陸軍も漸く防禦の力盡きければ清國大に恐れ李鴻章を以て全權大臣となし來りて和を乞はしむ天皇乃ち伊藤博文、陸奥宗光等を全權大臣とし下ノ關に會し清國をして朝鮮の獨立をみとめ遼東半島、臺灣、澎湖島を我國に割與し且つ償金二億万兩を出さしむ之を下ノ關條約と云ふ時に明治廿八年四月なりき然るに後露、獨、佛三國の忠言により遼東半島は之を清國に還付せしかば清國我が高義を謝して更に三千万兩を出せり事明治廿七八兩年に亘りしを以て之を廿七八年征清の役と

日ふ之より我國威四海に揚れり五月車駕東京に還御す

新編日本歴史問答

終



代 一 二 三 四 五 六 七 八 九

天 神 綏 安 懿 孝 孝 孝 孝 開

附

皇 武 靖 寧 德 昭 安 靈 元 化  
御 尊 神 綏 安 懿 孝 孝 孝

錄

父 草 合 武 靖 寧 德 昭 安 靈 元  
即 元 八 百 百 百 百 百 百 百

御 歷 代 一 覽 表

紀 元 在 位  
元 七 十 六 年  
十 三 十 三 年  
三 十 三 年  
三 十 三 年  
一 十 三 年  
一 十 三 年  
一 十 三 年  
一 十 三 年  
一 十 三 年  
一 十 三 年

年 號

二十一	二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十
雄	安	允	反	履	仁	應	仲	成	景	垂	崇
略	康	恭	正	仲	德	神	哀	務	行	仁	神
允	允	仁	仁	仁	應	仲	日本	景	垂	崇	開
恭	恭	德	德	德	神	哀	武	行	仁	神	化
千	千	千	千	千	九	八	八	七	七	六	五
百	百	〇	〇	〇	百	百	百	百	百	百	百
十	十	七	六	六	七	六	五	九	三	三	六
七	四	二	六	十	三	十	二	一	一	二	四
二	三	四	六	六	八	十	九	六	六	九	八
三	三	三	六	六	七	十	九	十	十	九	八

三十三	三十二	三十一	三十	二十九	二十八	二十七	二十六	二十五	二十四	二十三	二十二
推	崇	用	敏	欽	宣	安	繼	武	仁	顯	清
古	峻	明	達	明	化	開	體	烈	賢	宗	寧
欽	欽	欽	欽	繼	繼	繼	彥	仁	市	市	雄
明	明	明	明	體	體	體	王	賢	千	千	略
千	千	千	千	千	千	千	千	千	百	百	百
二	四	三	二	二	九	九	六	五	四	四	四
百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百
五	八	二	十	三	六	四	七	九	八	五	五
十	五	一	四	二	四	二	二	八	一	三	五
三	五	二	四	二	四	二	五	八	一	三	五

三十四舒	明彥人大兄千二百八十九十三
三十五皇	極茅淳王千三百〇二三
三十六孝	德茅淳王千三百〇五十七 大化、白雉
三十七齊	明皇極 <small>天皇</small> 重祚千三百十五
三十八天	智舒 明千三百二十二
三十九弘	文天 智千三百三十二
四十天	武舒 明千三百三十二 五白鳳、朱鳥
四十一持	統天 智千三百四十七
四十二文	武岡 宮千三百五十七 一太寶、慶雲
四十三元	明天 智千三百六十八
四十四元	正岡 宮千三百七十五 七和銅
四十五聖	武文 武千三百八十四 九 樂龜、養老 神龜、天平威寶

四十六孝	謙聖 武千四百〇九
四十七淳	仁舍人親王千四百十九 六 天平寶字
四十八稱	德孝謙 <small>天皇</small> 重祚千四百二十五 五 天平神護、神護景雲
四十九光	仁施基親王千四百三十二 二寶龜、天應
五十桓	武光 仁千四百四十二 二十四延曆
五十一平	城桓 武千四百六十六 四 大同
五十二嗟	峨桓 武千四百七十七 四弘仁
五十三淳	和桓 武千四百八十四 十 天長
五十四仁	明睦 峨千四百九十四 七承和、嘉祥
五十五文	德仁 明千五百十一 八 仁壽、齊衡、天安
五十六清	和文 德千五百十九 八 貞觀
五十七陽	成清 和千五百三十七 八 元慶

日	本	歷	史
五十八光	孝仁	明千五百四十五	三 仁和
五十九字	多光	孝千五百四十八	十 仁和、寬平
六十醜	翻宇	多千五百五十八	三十三 昌泰、延喜、延長
六十一朱	雀醜	翻千五百九十一	十六 承平、天慶
六十二村	上醜	翻千六百〇六	二十一 天曆、天德、應和、康保
六十三冷	泉村	上千六百二十八	二 安和
六十四圓	融村	上千六百三十三	五 天祿、天延、貞元、天元、永觀
六十五花	山冷	泉千六百四十五	二 寬和
六十六一	條圓	融千六百四十七	二十五 永延、永祚、正曆、長德、長保、寬弘
六十七三	條冷	泉千六百七十二	五 長和
六十八後一條	條一	條千六百七十七	二十 寬仁、治安、万壽、長元
六十九後朱雀	條一	條千七百九十七	九 長曆、長久、寬德

日	本	歷	史
七十後冷	泉後朱雀	千七百〇六	二十二 永承、天喜、康平、治曆
七十一後三	條後朱雀	千七百二十九	四 延久
七十二白	河後三	千七百三十三	四 延久、承保、承曆、永保、繼德
七十三堀	河白	千七百四十七	二十一 寬治、嘉保、永長、承德、康和、長治、嘉承
七十四鳥	羽堀	千七百六十八	十六 天仁、天水、永久、元永、保安
七十五崇	德鳥	千七百八十四	八 大治、大治、天承、長承、保延、永治
七十六近	衛鳥	千八百〇二	十四 康治、天養、久安、仁平、久壽
七十七後白	河鳥	千八百十六	三 保元
七十八二	條後白	千八百十九	七 平治、永曆、應保、長兒、永萬
七十九六	條二	千八百二十六	三 仁安
八十高	倉後白	千八百二十九	二 嘉應、承安、安元、治承
八十一安	德高	千八百四十一	五 養和、壽永

八十二後鳥羽高倉千八百四十四	五元曆、文治、建久
八十三土御門後鳥羽千八百五十九	二正治、建仁、元久、建永、承元
八十四順德後鳥羽千八百七十一	一建曆、建保、承久
八十五仲恭順德千八百八十二	余日
八十六後堀河後高倉院千八百八十二	一貞應、元仁、嘉祿、安貞、寬喜、貞永
八十七四條後堀河千八百九十三	十天福、文曆、嘉禎、曆仁、延應、仁治
八十八後嵯峨土御門千九百〇三	四寬元
八十九後深草後嵯峨千九百〇七	三寶治、建長、康元、正嘉、正元
九十龜山後嵯峨千九百二十	五文應、弘長、文永
九十一後宇多龜山千九百二十五	三延治、弘安
九十二伏見後深草千九百四十八	一正應、永仁
九十三後伏見伏見千九百五十九	三正安

九十四後二條後宇多千九百六十二	六乾元、嘉元、德治
九十五花園伏見千九百六十八	一延慶、應長、正和、文保
九十六後醍醐後宇多千九百七十九	十元應、元享、正中、嘉曆、元德、元弘、建武、延元
九十七後村上後醍醐千九百九十九	三十興國、正平
九十八後龜山後村上千九百三十	三正平、建德、文中、天授、弘和、元中
九十九後光嚴後伏見千九百九十七	二正慶
百稱光後小松二千〇七十三	六應永、正長

貞和、觀應  
文和、延文、康安、貞治、應安  
一應安、永和、康曆、永德  
水德、至德、嘉慶、康應、明德  
(以上北條、明德、應永)

百一	後花園貞成親王	二千〇八十九三十六	永享、嘉吉、文安、貞徳、享徳、康正、長祿、寛正
百二	後土御門後花園	二千二百二十五三十六	寛正、文正、應仁、文明、長享、延徳、明應
百三	後柏原後土御門	二千六百一十一二十六	文龜、永正、大永
百四	後奈良後柏原	二千八百八十七三十一	大永、享祿、天文、弘治
百五	正親町後奈良	二千二百八十二十九	永祿、元龜、天正
百六	後陽成誠仁親王	二千四百七十二十五	天正、文祿、慶長
百七	後水尾後陽成	二千七百七十二	八慶長、元和、寛永
百八	明正後水尾	二千二百九十四	四寛永
百九	後光明後水尾	二千三百〇四十一	一正保、慶安、承應
百十	後西院後水尾	二千三百十五	八明曆、萬治、寛文
百十一	靈元後水尾	二千三百廿三	二十四寛文、延寶、天和、貞享
百十二	東山靈元	二千四百七十三	三貞享、元祿、寶永

百十三	中御門東山	二千三百七十二十六	寶永、正徳、享保
百十四	櫻町中御門	二千三百九十六十一	一元文、寛保、延享
百十五	桃園櫻町	二千四百〇七十六	六延享、寛延、寶曆
百十六	後櫻町櫻町	二千四百二十三	八寶曆、明和
百十七	後桃園	二千四百三十一	九明和、安永
百十八	光格典仁親王	二千四百四十三十七	安永、天明、寛政、享和、文化
百十九	仁孝光格	二千四百七十七三	十文化、文政、天保、弘化
百二十	孝明仁孝	二千五百〇七二十一	弘化、嘉永、安政、萬延、文久、元治
百廿一	今上孝明	二千五百二十八	明治

明治三十四年四月廿一日印刷  
明治三十四年四月三十日發行

編纂者

仁木左右吉

發行者

大阪府南區安堂寺町四丁目  
二百三十一番邸  
又間安次郎

印刷者

大阪府東區谷町通大手南入  
菅田淳吉

不許複製

發賣元

大阪府南區心齋橋筋安堂寺町西入

又間精華堂

最新發行書

精華堂編

受 驗 應 用

新編日本歷史問答

郵正 送價 稅拾 四貳 錢錢

新編日本地理問答

郵正 送價 稅拾 四貳 錢錢

新編東洋歷史問答

郵正 送價 稅拾 四貳 錢錢

新編世界歷史問答

郵正 送價 稅拾 四貳 錢錢

新編世界地理問答

郵正 送價 稅拾 四貳 錢錢

新編數學問答

郵正 送價 稅拾 四貳 錢錢

新編理學問答

郵正 送價 稅拾 四貳 錢錢

受 驗 應 用

新編化學問答

新編動物學問答

新編植物學問答

新編礦物學問答

新編生理學問答

新編英文典問答

新編國語問答

兵卒教育問答

郵正 送價 稅拾 四貳 錢錢

郵正 送價 稅拾 四貳 錢錢

郵正 送價 稅拾 四貳 錢錢

郵正 送價 稅拾 四貳 錢錢

郵正 送價 稅拾 四貳 錢錢

郵正 送價 稅拾 四貳 錢錢

郵正 送價 稅拾 四貳 錢錢

郵正 送價 稅拾 四貳 錢錢





049587-000-8

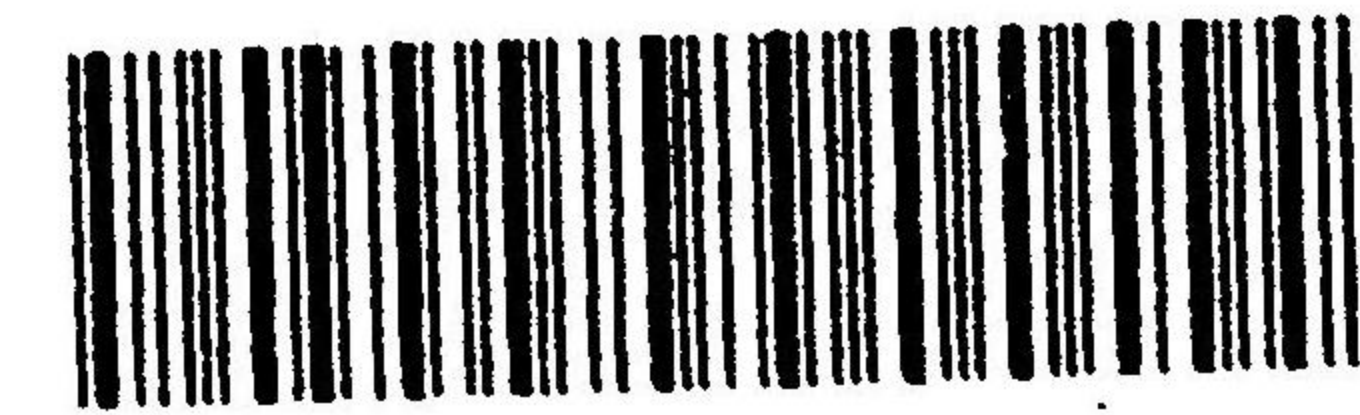
特61-306

新編日本歴史問答(受験応用)

又間精華堂

M34

BEM-0286



新編 日本歴史問答